

## 令和元年度介護サービス情報公表について

介護保険法 115条の35により、介護サービス事業者は介護サービス情報を年1回以上、都道府県に報告しなければなりません。

「2 情報公表制度の対象事業所」に該当する事業所は、「1 情報公表制度の報告について」のとおり介護サービス情報について報告してください。

### 1 情報公表制度の報告について

#### (1) 報告方法

インターネット上で、介護サービス情報公表システムの報告用ページから報告してください。

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/>)

※IDは事業所番号です。

※パスワードは前回報告時（事業所でパスワードを変更された場合はそのパスワード）のものになります。

パスワードを忘れた場合は、エルジー愛知県高齢福祉課にメール ([korei@pref.aichi.lg.jp](mailto:korei@pref.aichi.lg.jp)) で、件名「パスワード問い合わせ」とし、本文に「事業所番号」、「事業所名」、「サービス種別」を記載してお問い合わせください。電話での回答はできません。

#### (2) システムの操作方法について

操作方法については、操作ガイドを参照してください。

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/help/pdf/Quick\\_Start\\_Guide\\_5\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/help/pdf/Quick_Start_Guide_5_0.pdf))

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual\\_4\\_1.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_4_1.pdf))

### 2 情報公表制度の対象事業所について

#### (1) 平成30年12月までに指定を受けた事業所で平成30年の介護報酬額が年間100万円を超える事業所

介護サービス情報公表システムにより8月31日（金）までに報告してください。

※「基本情報」及び「運営情報」の入力画面で必要事項を入力後、それぞれの画面で「記入した内容をチェックし登録する」を押してください。最後に、「記入メニュー」に戻り「この内容で提出する」ボタンを押してください。

「事業所の特色」及び「都道府県独自項目」は任意項目です。

記入メニューで基本情報及び運営情報の状況が「提出済」になれば、報告完了です。

※平成30年の年間介護報酬額が100万円以下の事業所は、報告不要です。

#### (2) 平成31年1月から12月までの新規指定事業所（みなし指定を除く）

個別にパスワード等を郵送しますので、通知文に記載された期限(指定を受けた翌月末)までに介護サービス情報公表システムにより報告してください。

※運営情報の入力は不要です。

※「基本情報」に変更があった場合の修正作業は各事業所において行っていただく必要があります。

### 3 問い合わせ先（指定情報公表センター）

愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6479

FAX：052-954-6919

メール：[korei@pref.aichi.lg.jp](mailto:korei@pref.aichi.lg.jp)

## 4 情報公表調査について

### (1) 調査対象事業所

① 平成30年1月から12月までに指定を受けた事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所（受審は義務です）

※調査手数料は必要ありません。

② 平成29年12月までに指定を受けた事業所で調査を希望する事業所（受審は任意です）

③ 実地指導対象事業所（①及び②の事業所を除く。）（受審は義務です）

### (2) 調査手数料

上記②については事業者負担、①及び③は愛知県負担です。

※①と②は指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施いたしますが、後日指定調査機関から連絡がありますので、調査日程の調整をしていただき、調査を受けてください。③は実地指導担当職員等が実施します。

## 5 調査を希望する事業所について

（平成29年12月31日までに指定された事業所のみ対象）

調査を希望し情報を公表する事業所については、公表システムにおいて明示され、他の事業所と区分し公表されます。

また、愛知県においては、指定研修機関の一般社団法人福祉評価推進事業団から受審済証が発行されます。受審済証は事業所内に掲示するなどの活用をすることができます。

今年度の情報公表調査申込は令和元年6月28日（金）まで締め切りました。



## 6 実施体制

### ○ 指定調査機関（8機関）

調査機関名	所在地	電 話
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	東海市東海町2-6-5 かえでビル2F	052-693-7891
特定非営利活動法人 「サークル・福寿草」	名古屋市熱田区三本松町13-19	052-871-7400
株式会社 中部評価センター	名古屋市緑区左京山104 加福ビル左京山1F	052-623-7401
特定非営利活動法人 なごみ（和）の会	名古屋市千種区小松町5-2-5	052-732-6688
特定非営利活動法人 HEART TO HEART	東海市養父町北堀畑58-1	0562-36-2353
株式会社 ユニバーサルリンク	名古屋市守山区森孝三丁目1010番地	052-768-5619
株式会社 第三者評価機構 愛知評価調査室	名古屋市瑞穂区本願寺町2丁目74	054-266-7675
一般社団法人 福祉サービス評価センター	名古屋市中川区四女子町1丁目59-1	052-351-8038